

# 防災行政無線基本計画策定業務

仕 様 書

令和 7 年 4 月

愛知県西尾市

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 第1章 総 則.....               | 1 |
| 1. 業務の目的.....              | 1 |
| 2. 業務概要 .....              | 1 |
| 3. 業務の範囲.....              | 1 |
| 4. 工事入札の制限.....            | 1 |
| 5. 技術者の資格要件 .....          | 1 |
| 6. 担当技術者.....              | 2 |
| 7. 支給品および貸与品 .....         | 2 |
| 8. 打ち合わせ等 .....            | 2 |
| 9. 関係法令等.....              | 2 |
| 10. 提出書類等 .....            | 3 |
| 11. 再委託.....               | 3 |
| 12. 損害賠償 .....             | 3 |
| 13. 成果品の権利.....            | 3 |
| 14. 秘密の保持 .....            | 3 |
| 15. 諸注意事項 .....            | 3 |
| 16. 疑義 .....               | 4 |
| 第2章 業務内容.....              | 5 |
| 1. 計画準備.....               | 5 |
| 2. 現状の把握及び現地調査.....        | 5 |
| 3. システムの比較・検討.....         | 5 |
| 4. 机上検討 .....              | 6 |
| 5. 基本計画の策定.....            | 6 |
| 6. 有識者・自主防災会等へのヒアリング ..... | 7 |
| 7. 住民への周知 .....            | 7 |
| 8. 業務報告書の作成 .....          | 7 |
| 第3章 成果品等.....              | 8 |
| 1. 提出書類 .....              | 8 |

## 第1章 総 則

本仕様書は、西尾市（以下、「発注者」という。）が、災害時において発注者から市民に対して、どのような情報伝達方法が実効性を持つのかを検討する業務（以下、「本業務」という。）について適用するものであり、受託者が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

### 1. 業務の目的

現行の西尾市の防災行政無線（同報系）は、運用開始から十数年経過しており、経年劣化のリスクがあることから、更新が必要な状況である。昨今の情報配信手段は多岐にわたっており、本市においてもホームページ、防災アプリ、LINE 等の複数の防災情報の伝達手段を採用している。

防災行政無線（同報系）市が保有する独自の設備であり、これを更新し維持していくためには多額の費用が必要となる。特に屋外拡声子局は現状 234 局が整備されており、これらの設備を更新していくにあたっては、複数の情報伝達手段との関係性を考慮し位置づけを再定義し、配置を見直していく必要がある。

そこで、本業務においては、現行システムの課題を踏まえ、今後 10 年 20 年先を見据えた災害情報などの伝達の在り方等を検討する。当市において、その課題に対応し得る最適なシステム選択及び運用等を整理し、どのような情報伝達手段が災害時に有効であるのかをまとめ、比較検討の上、方針を決定する。本業務は、防災行政無線や民営網等を活用したシステムについても比較検討し、費用面で効果がありかつ利便性の高い最適なシステムを選択することにより市民への防災情報の伝達を迅速、かつ的確に行うことで、市民へ安心安全の提供を図ることを目的とするものである。

### 2. 業務概要

- （1）業務名称 防災行政無線基本計画策定業務
- （2）業務場所 西尾市寄住町地内
- （3）業務期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 19 日まで

### 3. 業務の範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1）計画準備
- （2）打合せ
- （3）現地調査、整理、収集
- （4）基本計画の策定
- （5）システム設計
- （6）同報系防災行政無線設備の更新検討（屋外拡声子局の再配置計画を含む）
- （7）有識者・自主防災会等へのヒアリング
- （8）検討結果報告書及び概要版作成
- （9）その他、本業務に必要な事項

### 4. 工事入札の制限

受注者は、本業務により発注される整備工事等の入札に参加できないものとする。

### 5. 技術者の資格要件

- （1）管理技術者を定めるものとする。

- (2) 管理技術者は、技術士（電気電子部門）又はシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、同報系防災行政無線（防災行政無線の基本計画）業務経験を有するものとする。
- (3) 照査技術者を定めるものとする。
- (4) 照査技術者は、技術士（電気電子部門）又はシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、同報系防災行政無線（防災行政無線の基本計画）業務経験を有するものとする。
- (5) 管理技術者は、照査技術者を兼務させないものとする。

## 6. 担当技術者

担当技術者は、同報系防災行政無線の基本・実施設計業務の実績を有するものとする。

## 7. 支給品および貸与品

本業務の実施に必要な発注者の所有する関係資料を、発注者の承諾を得て貸与を受けることができる。貸与を受けた関係資料は、本業務の完了するまでに返却するものとする。ただし、発注者が必要とする場合は、その都度返却するものとする。

## 8. 打ち合わせ等

打ち合わせ等は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務の進捗に応じて、適宜監督職員へ報告を行い、十分な打合せを実施すること。
- (2) 打ち合わせ回数は、月1回程度見込むこと。
- (3) 受注者は、発注者と打ち合わせを行った都度、その内容について打合せ議事録を作成して相互に確認するものとし、発注者に提出すること。
- (4) 受注者は発注者の提言を尊重し、発注者の提言と整合性のある検討を実施すること。また、必要に応じて発注者に技術的情報等の提供を行うこと。

## 9. 関係法令等

本業務の履行にあたっては、本仕様書に定めるもののほか、次に掲げる法令等を遵守して円滑に実施するものとする。

- (1) 電波法（昭和25年法律第131号）及び同法関係法令
- (2) 消防法（昭和23年法律186号）及び関係法令
- (3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び同法関係法令
- (4) 有線電気通信法（昭和28年法律第96号）及び同法関係法令
- (5) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）及び同法関係法令
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）及び同法関係法令
- (7) 電波法関係審査基準（総務省）
- (8) 社団法人電波産業会標準規格（デジタル同報通信システム）
- (9) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (10) 電気設備の技術基準の解釈（経済産業省）
- (11) 日本産業規格（JIS）
- (12) 日本電気企画調査会標準規格（JEC）
- (13) 日本電気機械工業会標準規格（JEM）

- (14) 電子情報技術産業協会標準規格 (JEITA)
- (15) 電池工業会規格 (SBA)
- (16) 地理空間情報活用推進基本法
- (17) 公共建設工事標準仕様書 (電気設備工事編)
- (18) 国土交通省土木工事標準積算基準書 (電気通信編)
- (19) 建築基準法及び同法施行令
- (20) 西尾市諸規則及び西尾市地域防災計画、西尾市国民保護計画等
- (21) その他、本業務に必要な関係法令等

#### 10. 提出書類等

受注者は、業務着手時に次の書類を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

なお、業務計画には、業務責任者等を明記すること。

- (1) 実施工程表
- (2) 業務計画書
- (3) 管理技術者届兼照査技術者届 (業務経歴および在籍を証明する書類を含む)
- (4) 担当技術者届 (業務経歴および在籍を証明する書類を含む)
- (5) その他発注者が必要とする書類

#### 11. 再委託

原則、再委託することはできないが、発注者の承認を得た場合はその限りではない。

#### 12. 損害賠償

本業務の遂行にあたり、第三者の施設などに損傷を与えた場合には、直ちに発注者に報告するとともに、受注者の責任において速やかに処理を行うものとする。

#### 13. 成果品の権利

本業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用権等の諸権利は、発注者に属するものとする。

#### 14. 秘密の保持

受注者は、本業務の実施過程で知り得た情報、提供された資料について、情報機密の観点から発注者の承認なく第三者に漏らしてはならない。

また、本業務完了後においても同様とする。

#### 15. 諸注意事項

- (1) 受注者は、業務報告書等納入後の書類に修正が生じた場合、修正並びに印刷、製本など一切を受注者の負担において行うこと。
- (2) 受注者は、本業務にあたり、発注者との調整を密にし、発注者の意向をよく理解して実施するものとする。
- (3) 受注者は、本業務に協議・検討・確認等が必要な事項について、発注者から特別な指示が無くても検討するものとする。
- (4) 本業務の遂行にあたり、必要な一切の諸手続きは、受注者が行うものとする。
- (5) 本業務完了後の協力等受注者は、契約期間外であっても、関係機関からの問い合わせや検査等について

協力すること。

#### 16. 疑義

本仕様書は、主要事項のみを示しており、明示していない事項等について疑義が生じた場合、速やかに発注者と協議のうえ定めるものとする。

ただし、本業務の性質上、当然実施しなければならない事項については、受注者の責任において実施するものとする。

## 第2章 業務内容

### 1. 計画準備

本業務の実施に先立って、作業の目的・内容等を十分に把握し、実施方針、実施手順、業務工程、業務組織計画等を記載した業務実施計画書として取りまとめ提出すること。

業務計画策定時は、業務の目的・条件・内容を把握したうえで、技術的方针及び作業スケジュールを検討し、履行期間における業務計画を立案・作成する。業務計画には技術提案を反映するとともに、個人情報の管理体制や取り扱い方法、守秘義務等についても明記すること。

また、本業務に必要となる資料の収集・整理を行うこと。

### 2. 現状の把握及び現地調査

#### (1) 防災情報伝達手段の現状把握

同報系防災情報伝達手段等の資料を収集し整理及び課題分析を行うと共に、同報系防災行政無線整備のための親局設備、電源設備、屋外拡声子局設備、戸別受信機設備の動向等、必要な資料を収集整理(課題分析)すること。

#### (2) 現地調査

西尾市役所、屋外子局等に対して次に示す項目について現地調査を行い、現状を整理する。

#### (3) 既設機器設置状況、目視による老朽化状況、配管配線状況の確認

#### (4) 新設する機器等の設置場所及びスペース

#### (5) 新設関係機器の配置、配管、配線等との新設機器設置に必要な項目

#### (6) 電源設備の確認

#### (7) 付帯設備の確認

#### (8) 施工上の問題点の把握

#### (9) 既設設備の撤去方法

#### (10) 電波伝搬調査時の仮設場所の確認

### 3. システムの比較・検討

西尾市防災対策(設備等)の現状や、災害リスク(東海地震に係る地震防災対策強化地域、津波災害警戒区域及び南海トラフ地震防災対策推進地域、)等を考慮し、現有設備の更新や、統廃合方針なども調査検討し、効率的な情報伝達手段の整備を目指した検討を行う。

#### (1) 屋外情報伝達システムの検討

屋外情報伝達システムとして、災害時通信システムの比較検討を行い、設備概要、システム及びネットワーク構成を検討した屋外情報伝達システムの整備費用及び整備後10年間のランニングコストを算出し、総合的な防災システムの構築を考慮したうえで、発注者に最適なシステムを提案し協議を行うものとする。

#### (2) 戸別情報伝達手段システムの検討

戸別情報伝達手段システムとして、携帯網、告知端末、携帯アプリなどを利用したシステムの比較・検討を行い、設備概要、システム及びネットワーク構成を検討した戸別情報伝達手段システムの整備費用及び整備後10年間のランニングコストを算出し、総合的な防災システムの構築を考慮したうえで、発注者に最適なシステムを提案し協議を行うものとする。

#### (3) スピーカ種別の検討

スピーカ製造メーカー等から機器や他の自治体等における導入事例等の情報収集を行い、現状の音達に

関する課題に関してより良好な音達エリアとなるようスピーカの種類毎の仕様や出力・方向等を検討し最適な音達範囲がはかれるよう検討を行うこと。

尚、必要に応じ音達試験を実施するものとし、スピーカ種別や実施方法については発注者と別途協議を行い決定するものとする。

#### 4. 机上検討

同報系の机上検討

- (1) 市町村デジタル同報通信システムにおける電波伝搬シミュレーションを実施すること。

尚、エリア内へ十分な電界強度を保持し、エリア外への電波の飛び出しを極力抑える計画とすること。

- (2) 電波伝搬シミュレーションに基づき中継局等が必要な場合においては、新候補地の検討及び諸元について検討し、最適な無線局配置を提案すること。

- (3) 中継局については、近隣の無線局との融合についての検討を行うこと。

- (4) 親局設備と中継局とのアプローチ回線について、回線種類(無線回線・有線回線)、回線容量、回線構成、必要機器等を検討すること。

- (5) 運用上の支障が無いことを前提に、整備費用の低廉化、電波の有効利用を考慮すること。

- (6) 回線構成及び電波伝搬エリアを検証するため、必要に応じ市町村デジタル同報通信システム及び地域コミュニティ無線システムにおいて電波伝搬調査を実施すること。

尚、調査箇所及び調査内容は発注者と協議の上決定するものとする。

#### 5. 基本計画の策定

西尾市における災害時通信システムを取り巻く環境や既設システムについて調査を行い、技術面、信頼性、安全性、運用性、経済性等の幅広い観点から課題を整理する。

また、国・地方公共団体における関連法令や先行事例、技術動向の調査を行う。

調査結果を踏まえ、災害時通信システムにおける論点を整理し、「基本構想(案)」を策定する。

- (1) 導入する災害時通信システムの選定案の提示

検討にあたっては、西尾市防災対策(設備等)の現状や、災害リスク(東海地震に係る地震防災対策強化地域、津波災害警戒区域及び南海トラフ地震防災対策推進地域、)等を考慮し、現有設備の更新や、統廃合方針なども調査検討し、効率的な情報伝達手段の整備を目指した検討を行い災害時通信システム更新整備に係る要件をまとめるものとする。

- (2) 選定したシステム概要

選定した災害時通信システムの設備概要、整備費用、システム構成等をまとめるものとする。

災害時通信システムは発注者の地勢や災害特性を十分考慮した次期災害時通信システムとし、実現のためには単一のシステムに限らず複数のシステムを連携させた構成も検討し、将来にわたり発注者に有効なシステムとする。

- (3) スピーカ選定による屋外拡声子局配置の最適化計画

最適なスピーカの種別、方向、出力を検討し、屋外拡声子局や設置場所やの設置数における以下の最適化計画を行うものとする。

- ① スピーカの種別、方向、出力の最適化設計

現地調査結果に基づき、スピーカの種別、方向、出力の最適化設計を行うこと。

その際には周囲の環境状況等を十分考慮したうえで設計を行うこと。

- ② スピーカの種別、方向、出力の最適化設計に基づき、屋外拡声子局の設置場所や設置数における再検討を行うこと。



その際には周囲の環境状況や音達範囲を十分考慮したうえで設計を行うこと。

- ③ スピーカの種別、方向、出力の最適化と屋外拡声子局設置場所のとりまとめを行い、音達シミュレーション図を作成すること。

#### 6. 有識者・自主防災会等へのヒアリング

- ア 防災 ICT に精通した有識者に対し、西尾市における「基本構想（案）」を説明し、助言を受ける。なお、有識者の選定にあたっては、受注者が提案する候補者の中から、発注者と協議の上選定する。
- イ 自主防災会等に対し、西尾市における「基本構想（案）」を説明し、意見を聴取する。運営について、受注者と共同で行い、資料作成や一部説明対応等を行う。
- ウ 関係機関（総務省消防庁、防災科研等）に対し、西尾市における「基本構想（案）」を説明し、助言を受ける。
- エ ヒアリング議事録の作成とヒアリング結果に応じ、基本構想の修正を行う。

#### 7. 住民への周知

パブリックコメントや住民アンケートなど、住民への周知を行うための方針の策定と実施に向けた支援（資料作成や問合せ対応の助言等）をすること。

#### 8. 業務報告書の作成

前項で調査、比較・検討した結果を整理し、業務報告書を作成すること。

### 第3章 成果品等

本業務における提出物及び成果品は、次のとおりとする。

#### 1. 提出書類

受注者は、次の書類を発注者の指定する期間までに提出し、承認を得ること。

##### (1) 業務着手時

|                  |       |
|------------------|-------|
| ア 業務担当者通知書       | : 1 部 |
| イ 業務担当者経歴書       | : 1 部 |
| ウ 業務計画書          | : 1 部 |
| エ 業務工程表          | : 1 部 |
| オ 業務担当者直接雇用証明の写し | : 1 部 |
| カ 各種資格証の写し       | : 1 部 |
| キ 各種免許証の写し       | : 1 部 |

##### (2) 業務期間中

|                |          |
|----------------|----------|
| ア 打合せ議事（協議）録   | : 随時必要部数 |
| イ 貸与品等受領書（借用書） | : 随時必要部数 |

##### (3) 業務完了時

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| ア 業務完了届   | : 1 部                |
| イ 引渡書類一覧表 | : 1 部                |
| ウ 成果品     | : 「＜別添 1＞ 成果品提出数量」参照 |

##### (4) その他

|             |        |
|-------------|--------|
| 発注者が必要とする書類 | : 必要部数 |
|-------------|--------|

<別添 1> 成果品提出数量

1. 成果品提出数量

受注者は、次の成果品をファイリングし、1 部提出するとともに、電子媒体にし 2 部提出するものとする。

| No. | 成果品名称                                   | 内容                                                |
|-----|-----------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 1   | 業務報告書                                   |                                                   |
|     | 現行システム整理結果                              | ・ 概要説明書                                           |
|     | 防災行政無線（同報系）設備の更新検討<br>（屋外拡声子局の再配置計画を含む） | ・ 防災行政無線（同報系）基本要件<br>・ 屋外拡声子局再配置計画<br>・ 戸別受信機配布計画 |
|     | ヒアリング結果報告書                              | ・ ヒアリング議事録                                        |
|     | その他                                     | ・ 当市に必要であると判断した書類                                 |
|     | 基本構想（案）                                 | ・ 前項までの成果物を元に、基本方針（案）を作成する。                       |
|     | 概算整備費                                   |                                                   |
| 2   | 概算事業費積算書等                               | ・ 概算整備費<br>・ 維持管理費<br>・ 整備スケジュール案                 |
| 3   | その他                                     | ・ 当市に必要であると判断した書類                                 |

2. 注意事項

- （1）詳細については、発注者と十分協議すること。
- （2）積算書等については、「Excel」形式等で作成すること。
- （3）電子データは DVD 等の電子メディアにて提出とし、形式は別途協議とする。

## 参考

<参考1 屋外拡声子局設置状況・戸別受信機配布状況>

屋外拡声子局設置状況

旧西尾地区

| No | 設置場所名称  | 設置場所住所             |
|----|---------|--------------------|
| 1  | 西尾市役所   | 寄住町下田 22 番地        |
| 2  | 消防本部    | 矢曾根町赤地 23 番地 1     |
| 3  | 西尾小学校   | 錦城町 1 62 番地 1      |
| 4  | 花ノ木小学校  | 高島町 6 丁目 1 番地      |
| 5  | 八ツ面小学校  | 八ツ面町市場 7 1 番地      |
| 6  | 鶴城小学校   | 桜町溜池 27 番地 5       |
| 7  | 西野町小学校  | 上町御所ノ下 20 番地       |
| 8  | 米津小学校   | 米津町家下 1 8 番地       |
| 9  | 中畑小学校   | 中畑町犬塚 65 番地        |
| 10 | 平坂小学校   | 平坂町輪当 1 番地         |
| 11 | 矢田小学校   | 上矢田町神明寺 24 番地      |
| 12 | 寺津小学校   | 巨海町若宮西 25 番地 1     |
| 13 | 福南小学校   | 熱池町古新田 42 番地       |
| 14 | 福北小学校   | 鶴ヶ池町大道 1 0 番地      |
| 15 | 室場小学校   | 室町東毘沙門 32 番地       |
| 16 | 三和小学校   | 米野町松葉内 25 番地       |
| 17 | 西尾中学校   | 今川町土井堀 1 番地        |
| 18 | 鶴城中学校   | 鶴城町上道天 1 番地 2      |
| 19 | 平坂中学校   | 平坂町吉山 1 番地 1       |
| 20 | 福地中学校   | 上道日記町上新田 3 番地      |
| 21 | 東部中学校   | 下永良町西後落 20 番地      |
| 22 | 港町緑地    | 港町 7 番地 2          |
| 23 | 寺津漁港    | 巨海町北河原 54 番地       |
| 24 | 鶴城丘高校   | 亀沢町 300 番地         |
| 25 | 西尾高校    | 桜町奥新田 2 番地 2       |
| 26 | 伊文保育園   | 道光寺町天王下 30 番地 2    |
| 27 | 総合体育館   | 小島町大郷 1 番地 1       |
| 28 | 総合グラウンド | 山下町泡原 70 番地        |
| 29 | 戸ヶ崎公園   | 戸ヶ崎 3 丁目 1 2 番地    |
| 30 | 西野町公民館  | 上町下屋敷 1 7 番地 2     |
| 31 | 市民病院    | 熊味町上泡原 6 番地        |
| 32 | 駅東交通広場  | 高島町 3 丁目 1 66 番地 1 |
| 33 | 保健センター  | 熊味町小松島 32 番地       |
| 34 | 消防署西分署  | 楠村町寺前 1 2 番地       |
| 35 | 福地公民館   | 斉藤町向縄 1 番地         |

|    |          |                   |
|----|----------|-------------------|
| 36 | 愛厚西尾苑    | ハツ面町蔵屋敷 1 20 番地   |
| 37 | 西尾宿舎     | 下町宮東 1 8 番地       |
| 38 | 新在家宿舎    | 新在家町下屋下 20 番地 5   |
| 39 | 米津ふれあい   | 米津町天竺桂 72 番地 1    |
| 40 | 寺津保育園    | 寺津町十三塚 39 番地 5    |
| 41 | 中原住宅     | 中原町堀割 1 6 番地 1    |
| 42 | 寺津 3 号公園 | 寺津 3 丁目 4 番地      |
| 43 | 西浅井広場    | 西浅井町札木 75 番地      |
| 44 | つくしが丘 2  | つくしが丘 2 丁目 8 番地 2 |
| 45 | 住崎住宅     | 住崎町荒子 28 番地 1     |
| 46 | 法光寺神社    | 法光寺町西畑 99 番地 1    |
| 47 | 吾妻町駐車場   | 永楽町 5 丁目 1 番地 9   |
| 48 | 東部保育園    | 貝吹町油ノ木 6 1 番地 3   |
| 49 | 菱池資源収集   | 菱池町池畔 1 2 番地      |
| 50 | 南中根公民館   | 南中根町長仙 1 39 番地 2  |
| 51 | 小島公民館    | 小島町本郷 26 番地 1     |
| 52 | 高落神社広場   | 高落町堤外 74 番地       |
| 53 | 東浅井広場    | 東浅井町堤内 92 番地      |
| 54 | 浜六公民館    | 上町浜屋敷 5 番地        |
| 55 | 岡島神社     | 岡島町竜宮池 7 番地 1     |
| 56 | 中畑神社広場   | 中畑町宮前 36 番地 3     |
| 57 | 須脇神社     | 須脇町下新田 7 番地       |
| 58 | 善明児童遊園   | 善明町一本松 1 6 番地 3   |
| 59 | 上矢田六区    | 上矢田町水向 5 番地 1     |
| 60 | 小焼野公民館   | 小焼野町北川 20 番地 1    |
| 61 | 高河原公民館   | 高河原町柳原 1 46 番地    |
| 62 | 花蔵寺センタ   | 花蔵寺町宮後 54 番地      |
| 63 | 寄近神社     | 寄近町中田島 76 番地      |
| 64 | 駒場公民館    | 駒場町屋敷 63 番地       |
| 65 | 家武公民館    | 家武町八幡山 7 番地 1     |
| 66 | 小栗児童遊園   | 小栗町 1 丁目 46 番地    |
| 67 | 南奥田集会場   | 南奥田町 655 番地       |
| 68 | 寺津神社東    | 寺津町西市場 42 番地 5    |
| 69 | 巨海公民館    | 巨海町宮前 1 番地 1      |
| 70 | 刈宿公民館    | 刈宿町後畑 57 番地       |
| 71 | 上矢田公民館   | 上矢田町熊子 99 番地      |
| 72 | 下矢田公民館   | 下矢田町郷 65 番地       |
| 73 | 川口北児童園   | 川口町浅間 1 2 番地      |
| 74 | 矢曾根広場    | 矢曾根町上前田 2 1 番地    |
| 75 | 上細池公民館   | 細池町央 63 番地 1      |
| 76 | 鵜ヶ池公民館   | 鵜ヶ池町神明前 1 1 7 番地  |

|     |         |                 |
|-----|---------|-----------------|
| 77  | 針曾根公民館  | 針曾根町北側 37 番地 3  |
| 78  | 八ヶ尻児童園  | 八ヶ尻町郷中 72 番地    |
| 79  | 市子公民館   | 市子町大宮西 7 番地     |
| 80  | 平口公民館   | 平口町奥川 109 番地    |
| 81  | 横手児童遊園  | 横手町溝東 2 番地      |
| 82  | 宅野島広場   | 宅野島町郷中 91 番地    |
| 83  | 田貫公民館   | 田貫町西之川 64 番地 1  |
| 84  | 新村神社    | 新村町四ツ井戸 16 番地 1 |
| 85  | 下羽角公民館  | 下羽角町雲母落 63 番地 3 |
| 86  | 江原神社    | 江原町宮後 74 番地     |
| 87  | 平原神社    | 平原町稲荷 50 番地     |
| 88  | 徳次公民館   | 徳次町宮廻 11 番地 1   |
| 89  | 西小棚集会場  | 西小棚町ロノ割 18 番地   |
| 90  | 大和田公民館  | 大和田町下新田 1 番地    |
| 91  | 新村斉藤自動  | 新村町元屋敷 243 番地   |
| 92  | 上永良分館   | 上永良町天白 16 番地 1  |
| 93  | 下永良児童園  | 下永良町藤下 42 番地    |
| 94  | 和気公民館   | 和気町梅田 108 番地    |
| 95  | 下細池公民館  | 細池町宮前 49 番地     |
| 96  | 十郎島神社   | 十郎島町郷西 19 番地    |
| 97  | 熱池神社    | 熱池町神田 105 番地    |
| 98  | 野々宮センタ  | 野々宮町北大割 1 番地 2  |
| 99  | 行用福泉寺   | 行用町西屋敷 53 番地 1  |
| 100 | 羽塚公民館   | 羽塚町本郷 56 番地 3   |
| 101 | 富山公民館   | 富山町郷西 13 番地     |
| 102 | 上矢田桂岩寺  | 上矢田町寺前 22 番地    |
| 103 | 鎌谷公民館   | 鎌谷町北屋敷 75 番地    |
| 104 | 中畑会館    | 中畑町家下 41 番地     |
| 105 | 上町金石神社  | 上町宮前 2 番地 1     |
| 106 | 奥田児童遊園  | 奥田町 4 丁目 6 番地   |
| 107 | 中根公民館   | 中根町中根 23 番地     |
| 108 | 新渡場公園   | 新渡場町中切 20 番地 11 |
| 109 | 小島住宅    | 小島町大迫間 1 番地 1   |
| 110 | 八ツ面住宅   | 八ツ面町麓 20 番地 16  |
| 111 | 長縄稲荷社南  | 長縄町鍵島 39 番地     |
| 112 | 中畑保育園   | 中畑 2 丁目 34 番地   |
| 113 | 花ノ木保育園  | 今川町石橋 13 番地 2   |
| 114 | 中央児童遊園  | 寄住町柴草 117 番地 1  |
| 115 | 平坂北部遊園  | 平坂町家下 67 番地     |
| 116 | つくしが丘 6 | つくしが丘六丁目 9 番地   |
| 117 | 下矢田広場   | 下矢田町門入庵 88 番地 1 |

|     |            |                   |
|-----|------------|-------------------|
| 118 | 平坂広場       | 平坂町御中 5 番地        |
| 119 | 桜町公園       | 桜町 2 丁目 37 番地 1   |
| 120 | 戸ヶ崎 1 公園   | 戸ヶ崎 5 丁目 7 番地     |
| 121 | 戸ヶ崎 2 公園   | 戸ヶ崎 4 丁目 8 番地     |
| 122 | 戸ヶ崎 3 公園   | 戸ヶ崎 2 丁目 3 番地     |
| 123 | 緑町公園       | 緑町 1 丁目 42 番地     |
| 124 | 寺津 1 号公園   | 寺津 1 丁目 4 番地      |
| 125 | 住崎 1 号公園   | 住崎 2 丁目 1 1 3 番地  |
| 126 | 住崎 3 号公園   | 住崎 3 丁目 32 番地     |
| 127 | 永吉公園       | 永吉 3 丁目 15 番地     |
| 128 | 山下町遊園地     | 山下町東八幡 2 番地 1     |
| 129 | 鶴城 1 号公園   | 鶴城町丘 1 1 番地 1     |
| 130 | 徳次公園       | 徳次町上十五夜 28 番地     |
| 131 | 幸町公園       | 幸町 1 9 番地 1       |
| 132 | 鶴城公園       | 亀沢町 474 番地        |
| 133 | 宮浦集会所      | 米津町宮浦 70 番地 2     |
| 134 | 米津町蔵屋敷     | 米津町蔵屋敷 1 5 番地 1   |
| 135 | 天竹町広場西     | 天竹町池田 2 番地 2      |
| 136 | 中畑水防倉庫     | 中畑町大山 75 番地       |
| 137 | 下道日記神社     | 下道日記町池田 97 番地     |
| 138 | 尾花公民館      | 尾花町内野 248 番地      |
| 139 | 上今川公民館     | 今川町池端 1 9 番地      |
| 140 | 室場農政セン     | 室町中屋敷 1 52 番地     |
| 141 | ハツ面公民館     | 戸ヶ崎町豊美 1 1 5 番地 1 |
| 142 | 平坂南部ちびっこ広場 | 平坂町丸山 1 番地 6 2    |
| 143 | 笹曽根公民館     | 笹曽根町中屋敷 25 番地     |
| 144 | 番城公民館      | 家武町居成山 3 1 番地     |
| 145 | 岡島公民館      | 岡島町郷東 37 番地       |
| 146 | 江原資源収集     | 江原町屋敷 27 番地       |
| 147 | 下町集会場東     | 下町七長 1 79 番地      |
| 148 | 住崎町公民館     | 住崎町郷中 6 1 番地 5    |
| 149 | 平坂浄教寺南     | 平坂町新町 4 番 6       |
| 150 | 横手町公民館     | 横手町元屋敷 28 番地      |
| 151 | 上羽角公民館     | 上羽角町郷内 83 番地      |
| 152 | 上道日記公民     | 上道日記町中屋敷 1 0 番地 1 |
| 153 | 中原町公民館     | 中原町荒子 20 番地 1 9   |
| 154 | 西組公民館      | 巨海町北河原 48 番地 2    |
| 155 | 花蔵寺遊園      | 花蔵寺町西島 88 番地      |
| 156 | 貝吹町公民館     | 貝吹町西郷廻 36 番地 1    |
| 157 | 志貴野記念碑     | 志貴野町郷前 1 番地 7     |
| 158 | 小間町中通      | 小間町中通 50 番地 4     |



|     |        |                   |
|-----|--------|-------------------|
| 159 | 室町神明社西 | 室町上屋敷 95 番地       |
| 160 | 深池資源収集 | 深池町上口 6 番地 1      |
| 161 | 熊味町公民館 | 熊味町大道北 1 5 番地     |
| 162 | 志籠谷遊園  | 志籠谷町乾地 1 2 1 番地 2 |
| 163 | 今川公園東  | 今川町東大城 7 番地 1     |
| 164 | 米津東部広場 | 米津町仲之畑 11 番地 4    |
| 165 | 道光寺公民館 | 道光寺町郷中 48 番地      |
| 166 | 伊文神社   | 伊文町 70 番地         |
| 167 | 旭鉄工    | 寺津町一ノ割 1 番地 1     |
| 168 | 天満神社   | 南山根町山畑 3 番地       |

旧一色地区

| No. | 設置場所名称          | 住所                  |
|-----|-----------------|---------------------|
| 1   | 消防一色分署          | 一色町一色伊那跨 53         |
| 2   | 一色支所            | 一色町一色東前新田 8         |
| 3   | 栄生漁港            | 一色町治明新田北ノ切 284 番地 1 |
| 4   | 一色西部小学校         | 一色町治明通縄 68 番地       |
| 5   | 地域子育て支援センターいっしき | 一色町味浜上乾地 4 番地 4     |
| 6   | 味沢漁港            | 一色町細川三番地割下 2 番地 1 先 |
| 7   | 中外沢             | 一色町中外沢自休 69 番地 3    |
| 8   | 実録新田            | 一色町小藪宮西 83 番地 4 先   |
| 9   | 諏訪神社            | 一色町一色宮添 70 番地 2     |
| 10  | 大塚ロータリーハウス      | 一色町大塚長池 11 番地 1     |
| 11  | 一色さかな広場         | 一色町小藪船江東 176 番地     |
| 12  | 一色東部小学校         | 一色町野田堤外 36 番地       |
| 13  | 坂田球場            | 一色町坂田新田冲向 100 番地 1  |
| 14  | 千間公園            | 一色町千間下通西 91 番地 2    |
| 15  | 衣崎漁港（生田）        | 一色町生田千生新田 218 番地    |
| 16  | 千生新田            | 一色町生田真野新田 73 番地     |
| 17  | 衣崎漁港（千間）        | 一色町千間小柳 123 番地      |
| 18  | 佐久島西            | 一色町佐久島西側 44 番地      |
| 19  | 佐久島小中学校         | 一色町佐久島影無 50 番地      |
| 20  | 佐久島東            | 一色町佐久島前田 66 番地      |
| 21  | 池田              | 一色町池田後河 25 番地       |
| 22  | 若一神社            | 一色町赤羽下郷中 114 番地 2   |
| 23  | 藤江排水機場          | 一色町藤江蛇池 53          |
| 24  | 対米              | 一色町対米寺前 88          |
| 25  | 酒手島             | 一色町酒手島西中通 113       |

旧吉良地区

| No. | 設置場所名称      | 住所               |
|-----|-------------|------------------|
| 26  | 吉良支所        | 吉良町萩原桐杭 18       |
| 27  | 吉田小学校       | 吉良町吉田大切間 18      |
| 28  | 高島集落センター    | 吉良町吉田西高島 222     |
| 29  | 大島公民館       | 吉良町大島中 44        |
| 30  | 小山田集落センター   | 吉良町小山田宮前 10 番地 2 |
| 31  | 乙川公民館       | 吉良町乙川西大山 7       |
| 32  | 旧宮崎公民館      | 吉良町宮崎宮東 73 番地 2  |
| 33  | 萩西担い手センター   | 吉良町萩原百度荒子 5      |
| 34  | 富八農村センター    | 吉良町富田殿海戸 38      |
| 35  | 下横須賀（須荒井）   | 吉良町下横須賀荒井 31     |
| 36  | 中野公民館       | 吉良町中野郷中 30       |
| 37  | JA 西三河横須賀支所 | 吉良町上横須賀宮前 70     |
| 38  | 寺嶋集落センター    | 吉良町寺嶋御手洗 13      |
| 39  | 駁馬集落センター    | 吉良町駁馬東城 78-14    |
| 40  | 宮迫公民館       | 吉良町宮迫四反田 2-2     |
| 41  | 津平老人憩いの家    | 吉良町津平中谷 76       |
| 42  | 友国公民館       | 吉良町友国揚ケ 18 番地 1  |
| 43  | 吉田港内豊岡泊地    | 吉良町吉田二割 220      |
| 44  | 吉良サンライズパーク  | 吉良町宮崎法蓮坊 14 番地 1 |
| 45  | 白浜小学校       | 吉良町白浜新田北切 1      |
| 46  | 文道集会場       | 吉良町津平文道西 1 4     |
| 47  | 横須賀ふれあいセンター | 吉良町小牧郷前 5        |

旧幡豆地区

| No. | 設置場所名称    | 住所              |
|-----|-----------|-----------------|
| 48  | 幡豆支所      | 西幡豆町仲田 14 番地 2  |
| 49  | 鳥羽第 2 団地  | 鳥羽町十三新田 1 番地 35 |
| 50  | 寺部野球場     | 寺部町小浜 1 番地      |
| 51  | 浜ノ山グラウンド  | 東幡豆町濱ノ山 4 番地 4  |
| 52  | 緑ヶ崎野球場    | 東幡豆町緑ヶ崎 9 番地    |
| 53  | 前島        | 東幡豆町前島 1 番地     |
| 54  | 鹿川集会所     | 東幡豆町郷中 84       |
| 55  | 山口ポンプ場    | 東幡豆町下風越 11-1    |
| 56  | 東幡豆小学校    | 東幡豆町中尾 10 番地 2  |
| 57  | 宮司橋南      | 東幡豆町五反田 14-2    |
| 58  | 幡豆小学校     | 西幡豆町北岡割 1       |
| 59  | 十一番組公民館   | 鳥羽町平松 23        |
| 60  | 九番組公民館    | 鳥羽町西迫 136       |
| 61  | 七番組集落センター | 西幡豆町北ノ入 17-1    |
| 62  | 寺部町西浦     | 寺部町西浦 81        |
| 63  | 大沢地区      | 東幡豆町上り沢 8       |
| 64  | 幡豆第 2 分団  | 西幡豆町二本松 79      |
| 65  | 明正寺北      | 西幡豆町郷 52-2      |
| 66  | 鈴木プラスチック  | 西幡豆町轟口 25       |

戸別受信機配布状況

21,382 局（令和 6 年 3 月 31 日時点）



